

宗像市スポーツ推進委員名簿（案）

任期：平成25年5月1日～平成27年4月30日

選出区分	氏名	新任/再任	備考
コミュニティ推薦	高山 靖生	新任	吉武地区
	出光 莞爾	再任	赤間地区
	東中 和子	新任	赤間西地区
	富山 善範	再任	自由ヶ丘地区
	塚原 美範	再任	河東地区
	楠本 ミキ	再任	南郷地区
	七田 龍彦	再任	東郷地区
	川内 修	再任	日の里地区
	中山 益榮	新任	玄海地区
	山路 利美	再任	池野地区
	広橋 英子	再任	岬地区
	真鍋 信博	再任	大島地区
市推薦	大和 武博	再任	体育協会
	石松 幸子	再任	レクリエーション協会
	水崎 浩克	再任	小中校長会
	中島 雅江	新任	知識経験者
	吉田 虎毅	再任	知識経験者
	廣渡 峰雄	再任	知識経験者
	吉田 益美	再任	知識経験者
	島村 麗子	新任	知識経験者

旧任

選出区分	氏名	備考
コミュニティ推薦	野村 昭二	吉武地区
	山崎 和久	赤間西地区
	松本 章	玄海地区
市推薦	入江 明人	知識経験者
	實崎 圭介	知識経験者

○宗像市スポーツ推進委員に関する規則

参考資料

平成15年4月1日

教育委員会規則第30号

改正 平成24年1月12日教委規則第1号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づきスポーツ推進委員(以下「委員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24教委規則1・一部改正)

(職務)

第2条 委員は、市民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (5) 市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(平24教委規則1・一部改正)

(定数)

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 宗像市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、特別の事由があるときは、在任期間中においても委員を解職することができる。

3 委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例、教育委員会の定める規則等に
従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしては
ならない。

(研修)

第6条 委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければなら
ない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月12日教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、
公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の宗像市スポーツ推進委員に関する規則の規定によるスポ
ーツ推進委員の任期は、改正前の宗像市体育指導委員に関する規則の規定により任命さ
れた体育指導委員の任期と同一の期間とする。